

第6編

原子力災害対策編

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

【全 課】

第1 計画の目的

長野県内には原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30km圏内）」にも本村の地域は含まれていないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が「緊急防護措置を準備する区域」より広範囲に拡散し、住民生活に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故等により、放射線物質の拡散が本村まで及んだ場合を想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興に対して必要な措置を定め、計画的な原子力災害対策の遂行により、村民の不安の解消と安心安全な村民生活を確保することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、南箕輪村防災会議が作成する「南箕輪村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟及び推進に努める。

また、防災上の学術的研究の成果や発生した災害の状況等による国・県などの方針・計画の変更、その時々の情勢を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害(原子力災害対策特別措置法第2条第1号に規定する被害のこと)に対応した防災対策を講ずる。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

村、県及び関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互に連携する体制を確立する。

1 村及び県が特に原子力対策として処理すべき事務又は業務

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 原子力事業所所在県及び長野県に隣接する県との連携に関すること。(県)
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。(県)
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。(県)
- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (6) 環境放射線モニタリング(以下「モニタリング」という。)等に関すること。
- (7) 健康被害の防止に関すること。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (9) 農畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (11) 汚染物質の除去等に関すること。
- (12) その他原子力防災に関すること。

2 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2章 災害予防計画

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第1とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第1 モニタリング等

【住民環境課・建設水道課】

村は、県と連携しながら平常時からモニタリングを実施し、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するとともに、収集したデータについては住民へ広報、公開する。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

【総務課】

村は、広域的な避難に備えて他市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結を検討する。

また、施設管理者の同意を得て、放射線の防護効果の高いコンクリート建屋を退避所又は指定避難所とするよう努める。

第3 健康被害の防止への備え

【健康福祉課】

村は、県と連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況や供給見通しの把握を行う。

第4 原子力防災に関する知識の普及と啓発

【総務課】

災害時に的確な行動をとるために、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要である。

村は、県及び原子力事業者と連携し、村民に対し必要に応じて原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

【普及啓発に関する項目】

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時によるべき行動及び留意事項に関すること。

第5 原子力防災に関する訓練の実施

【総務課】

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第6 防災関係業務職員等に関する研修

【総務課・関係課】

村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災関係業務職員等に対し、関係省庁、県、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修の参加に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から住民の生命、身体、財産を保護するため、村、県、国等の防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 情報の収集および連絡体制の整備

【総務課】

- (1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地警戒事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、村は、県等との連携を密にし、事故等の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報の収集を行う。
なお、県は、浜岡原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所について、管理運営する電力会社と原子力発電所の安定確保に係る連絡体制に関する覚書を締結している。
- (2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、村は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋外退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び村が行う応急対策について協議する。
- (4) 村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

第2 通信手段の確保

【総務課】

村は必要に応じて、原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

第1 村の活動体制

【総務課】

(1) 災害警戒本部

ア 設置基準

村長は、次に掲げる場合、災害警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村の地域への影響のおそれがあるとき。

(イ) その他村長が必要と認めるとき。

イ 災害警戒本部の組織

(ア) 本部長を総務課長とし、関係課等の長で組織する。

(イ) 本部長不在の場合は総務課の係長が任務を代行する。

ウ 警戒本部の廃止

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 村内において屋内退避又は避難のおそれがなくなったと認められるとき。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

村長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他村長が必要と認めるとき。

イ 災害対策本部の組織

(ア) 本部長を村長、副本部長を副村長及び教育長とし、課等の長等で組織する。

ウ 災害対策本部の廃止

(ア) 村内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 村長が原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第4節 モニタリング等

【関係課】

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

【関係課】

第1 災害時のモニタリング

- (1) 村は、必要に応じてモニタリングを実施し、村のホームページ等で公表する。
- (2) 村は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第2 放射能濃度の測定

【関係課】

- (1) 村は、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うため、県と連携、協力するとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果をホームページ等で公表する。
- (2) 村は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

第1 健康被害防災対策の実施

【健康福祉課】

村は、県と連携しながら、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、安定ヨウ素剤等の医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

【関係課】

村は、県と連携しながら、防災無線、ホームページ、メール配信等多様な媒体を活用して、住民等に対して迅速かつ的確な情報提供及び広報を行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や国、原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白がないよう定期的な情報提供に努める。

第2 住民からの問い合わせに対する対応

【関係課】

村は、県と連携しながら、必要に応じて放射線に関する健康相談、農林畜産物の生産等に関する相談等に関する相談窓口を設置して、速やかに住民からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

【総務課・関係課】

(1) 村は、県と連携しながら、村の地域において原子力緊急事態宣言が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民に次の方法等で情報を提供する。

- ア CATV・新聞等、報道機関を通じた情報提供
- イ 村の防災無線や広報車等による広報活動
- ウ 教育委員会等を通じた小・中学校への連絡
- エ インターネット、ホームページを活用した情報提供
- オ 消防本部の広報車等による広報活動
- カ 警察署・駐在所・電気・ガス・通信事業者、各種団体の協力による広報活動

(2) 村は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内避難又は避難の指示等の措置を講ずる。

避難の勧告又は指示を行う際、県等から放射線量の拡散予測を入手できた場合は、安全な方向や距離についても情報を提供する。

- ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に避難するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所として開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営を図る。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

〈「原子力災害対策指針（最新改定日 令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指針〉

基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

【総務課・関係課】

- (1) 村外へ避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助について、協力を要請する。また、県に対しては、避難先及び輸送ルートの調整につ

いて要請する。

- (2) 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、最適な避難輸送方法を検討し避難させる。
- (3) JR各社、鉄道会社、路線バス会社等に対しては、村と連携し、避難者の輸送について要請する。
- (4) 自衛隊は、村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行うこととしている。

第8節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 屋内退避及び避難誘導

【住民環境課・建設水道課】

村及び水道事業者は、国及び県からの指示及び要請があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

第2 農畜水産物の採取及び出荷制限

【産業課】

村は、国又は県からの指示及び要請があったとき若しくは放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜・芋類を除く)、穀物、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上

(「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」より)

対象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳幼児食品	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上

(厚生労働省省令及び告知より)

第9節 県外からの避難者の受け入れ

【関係課】

第1 避難者の受け入れ

(1) 緊急的な一時受け入れ

村は、県及び県境を越えて避難する者が発生した都道府県(以下「避難元都道府県」という。)と連携し、県外から避難する者に対して必要に応じて次の対応を行う。

ア 村の保有する施設のうち提供可能な施設を選定し、一時的な避難所として提供する。

なお、受け入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受け入れ

村は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 被災自治体から避難者の受け入れの要請があった場合には、まず村の施設で対応する。

イ アによる受け入れが困難な場合は、県と連携しながら、協議の上、村内のホテル・旅館等を借り上げて避難所とする。

(3) 中長期的な避難者の受け入れ(6カ月から2年程度)

ア 避難者に対して村営住宅等での受け入れに努める。また、県と連携し、県営住宅等の受け入れ情報について提供を行う。

イ 長期的に村内に居住する意向がある者については、住宅、仕事等の相談・情報提供に努めるなど、定住支援を行う。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

【総務課・関係課】

(1) 村は、県及び避難元都道府県と連携し、村内に避難を希望する者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護など多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元自治体からの情報を提供するとともに、県からの避難者支援に関する情報及び村の避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

村は、県、国、原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第1 放射性物質による汚染の除去等

【関係課】

国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第2 その他災害後の対応

【関係課】

(1) 村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

【住民環境課】

(2) 村は、関係機関と協力して、放射線のモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

【関係課】

(3) 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

【健康福祉課】

(4) 村は、住民等から的心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して対策を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

第1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- (2) 消火・延焼防止
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 避難のための警告
- (5) 汚染の拡大防止及び除去
- (6) 放射線の遮蔽
- (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

第2 警察及び消防の対応

(1) 警察の対応

警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制をとることとしている。また、警察は、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備することとしている。

(2) 消防の対応

消防は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防吏員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制をとる。

また、村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。